

くらしの安心情報

情報ファイル NO.9

平成19年2月9日

解約の申し出をしたら、高額な中途解約料を請求する結婚相手紹介サービス業者！

被害内容

【相談者60代 女性】

「息子さんの結婚相手を紹介します」と業者が自宅を訪ねてきました。数日後、業者の事務所で54万円支払って契約しました。当初は紹介されて、見合いをしました。が、相手から断られることが多く、希望の相手が見つかりそうにありません。解約したいと業者に申し出たら、高額な解約料を請求されました……。

対処方法

- ・ 契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間2ヶ月を超える場合は、「特定継続的役務」として法律で規制されています。
- ・ 契約書を受領した日から8日間は、クーリング・オフができ、クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約が認められています。
- ・ 解約料について疑問な点は、契約書などで内容を確認するとともに業者に納得のいく説明を求めましょう。
- ・ 成婚を約束するサービスではないので、過度な期待を抱かず、業者の勧誘の言葉をうのみにしないでください。
- ・ 業者の説明などで不審な点があれば、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)